

令和8年度				旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分業務委託				実施 設計書				調 査			
												設 計			
業 務 委 託 番 号								履 行 場 所							
								胎 内 市 鼓 岡 地 内							
								変 更							
設 計 額		円						円							
契 約 額		円						円							
(内 消 費 税 額)		(円)						(円)							
履 行 期 間 等		委 託 日 数 日 間 又は 完成期限 令和 8年 12月 25日						工 事 日 数 日 間 又は 完成期限 令和 年 月 日							
実 施 (元) 設計概要		旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分業務委託 収集運搬・処分業務 1式						変 更 設計概要							

委 託 費 内 訳 書

No. 1

名 称	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分業務委託									
収集運搬費	1	式							明細表 第 1 号表
処分業務費	1	式							明細表 第 2 号表
諸経費	1	式							
計									
消費税相当額									
旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分 業務委託 計									

胎 内 市

委 託 費 明 細 書

第 1 号 表

名 称	仕 様	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
		数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・ 処分業務委託										
収集運搬費										
作業員（分別・積込・運搬）	運転者含む		人							
車両費		1	式							第3号表 （想定）使用車両
収集運搬費 計										

胎 内 市

委 託 費 明 細 書

第 2 号 表

名 称	仕 様	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
		数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・ 処分業務委託										
処分費										
産業廃棄物処理費	混合物	4.0	t							
産業廃棄物処理費	木くず	2.5	t							
産業廃棄物処理費	蛍光灯	50.0	kg							
産業廃棄物処理費	鉄くず	300	kg							
廃家電	テレビ	6	台							
廃家電	冷蔵庫	1	台							
廃家電	モニター	3	台							
処分費 計										

胎 内 市

委託費明細書

第 3 号 表

名 称	仕 様	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
		数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・ 処分業務委託										
(想定) 使用車両										
車両費	4 t アームロール		日							
車両費	3 t 車		日							
車両費	バックホウ 0.25 オペレーター付		日							
車両費 計										

胎 内 市

旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分業務委託 仕様書

1 業務名

旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分業務委託

2 実施場所

旧鼓岡小学校【新潟県胎内市鼓岡 1078】

3 期間

(1) 履行期間は契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。

(2) 業務時間は以下のとおりとする。

平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4 業務内容

(1) 体育館、校舎内に残置された不用備品を収集運搬・処分するものとする。

(詳細については別紙資料を確認すること。)

(2) 業務の実施にあたっては、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びその他関係法令を遵守すること。

5 環境の配慮

(1) 収集作業の実施にあたり、近隣住家等への騒音・振動等の影響を最低限度に抑える対策を施すとともに、やむを得ずこれらが発生する場合は事前に発注者と協議すること。

(2) 運搬作業の実施にあたり、廃棄物の飛散に注意するとともに、天候等の環境が悪い場合は作業を中止すること。

(3) 車両を長時間停止する場合は、エンジンを切り、アイドリング規制に十分に配慮すること。

6 遵守事項

(1) 法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正な作業を行うこと。

(2) 作業内容に適した服装で従事すること。

(3) 作業に関係ない場所にみだりに立ち入らないこと。

(4) 校舎敷地内は、全ての場所において禁煙とする。

(5) 作業完了後、速やかに報告するとともに、発注担当者が行う検査に立会うこと。

(6) 検査結果に基づき、不都合が生じた場合は、これに誠意を持って改善し、改めて再検査を求めること。

7 事故の防止と補償

本業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。なお、万が一、次の各項の事故が生じたときは、受託者において賠償、修繕及び弁償すること。

- (1) 受託者の作業員における人身事故
- (2) 作業車両等による全ての事故
- (3) 敷地内外構、通路、植栽、建物及び不随する設備に対する事故
- (4) その他受託者の管理責任に基づく事故

8 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。加えて、個人情報については特に留意すること。

9 再委託

受託者は、本仕様書に定める作業の全部を第三者に再委託しないこと。
なお、専門的技術を要する作業で再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

10 提出書類

- ・ 作業計画書
- ・ 作業日報
- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可の写し
- ・ 産業廃棄物処理業の許可の写し
- ・ 使用車両の自動車検査証及び自賠責保険証の写し
- ・ 運搬車両を運転する者の運転免許証の写し
- ・ 産業廃棄物マニフェストの写し

11 支払いについて

支払いについては、作業日報と産業廃棄物マニフェストを基に、実績精算とする。

12 その他

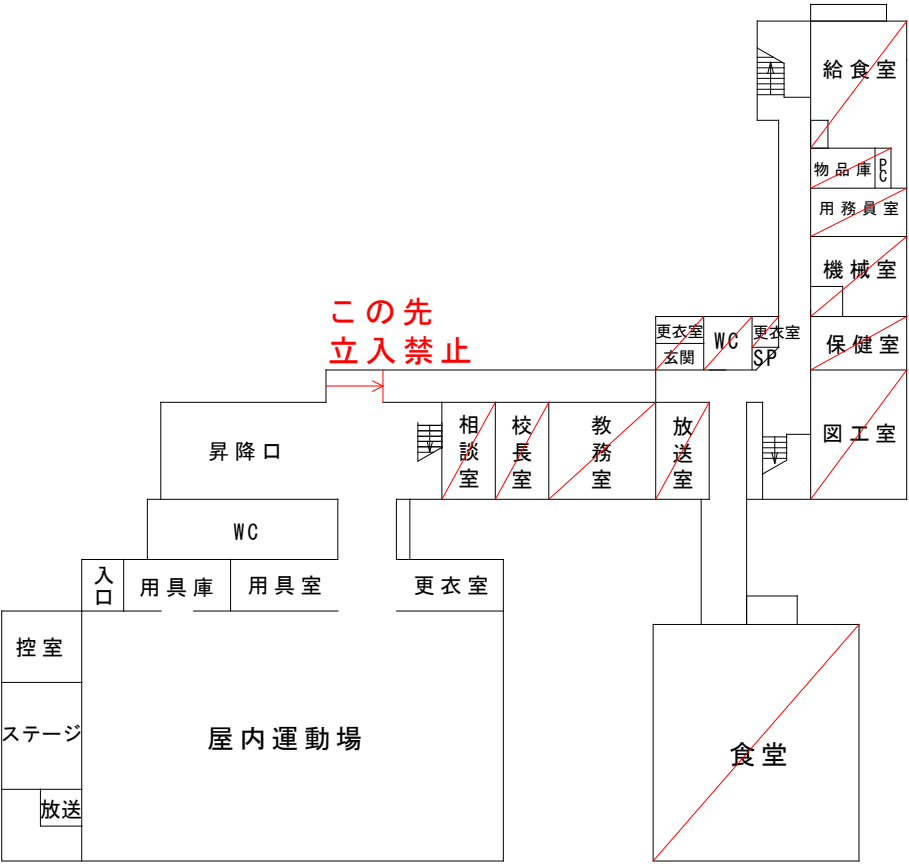
本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定し、決定した事項については誠意をもって対応すること。

○問い合わせ

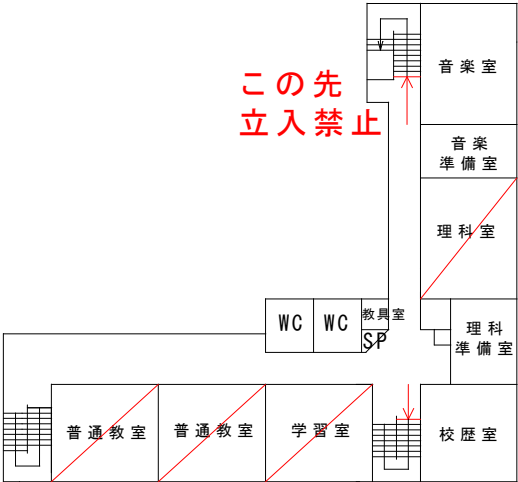
胎内市学校教育課 施設係

TEL 0254-47-2711(内線 2316) FAX 0254-47-2935

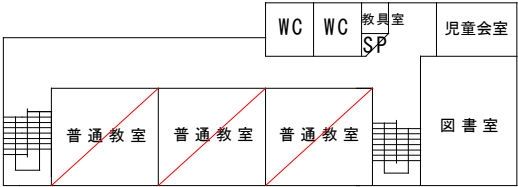
別紙対象諸室



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



3 階 平 面 図

※赤の斜線が引いている部屋については立ち入り禁止とする

胎内市教育委員会		委託名称	旧鼓岡小学校不用備品収集運搬・処分委託			
		図面名称	1階・2階・3階平面図			

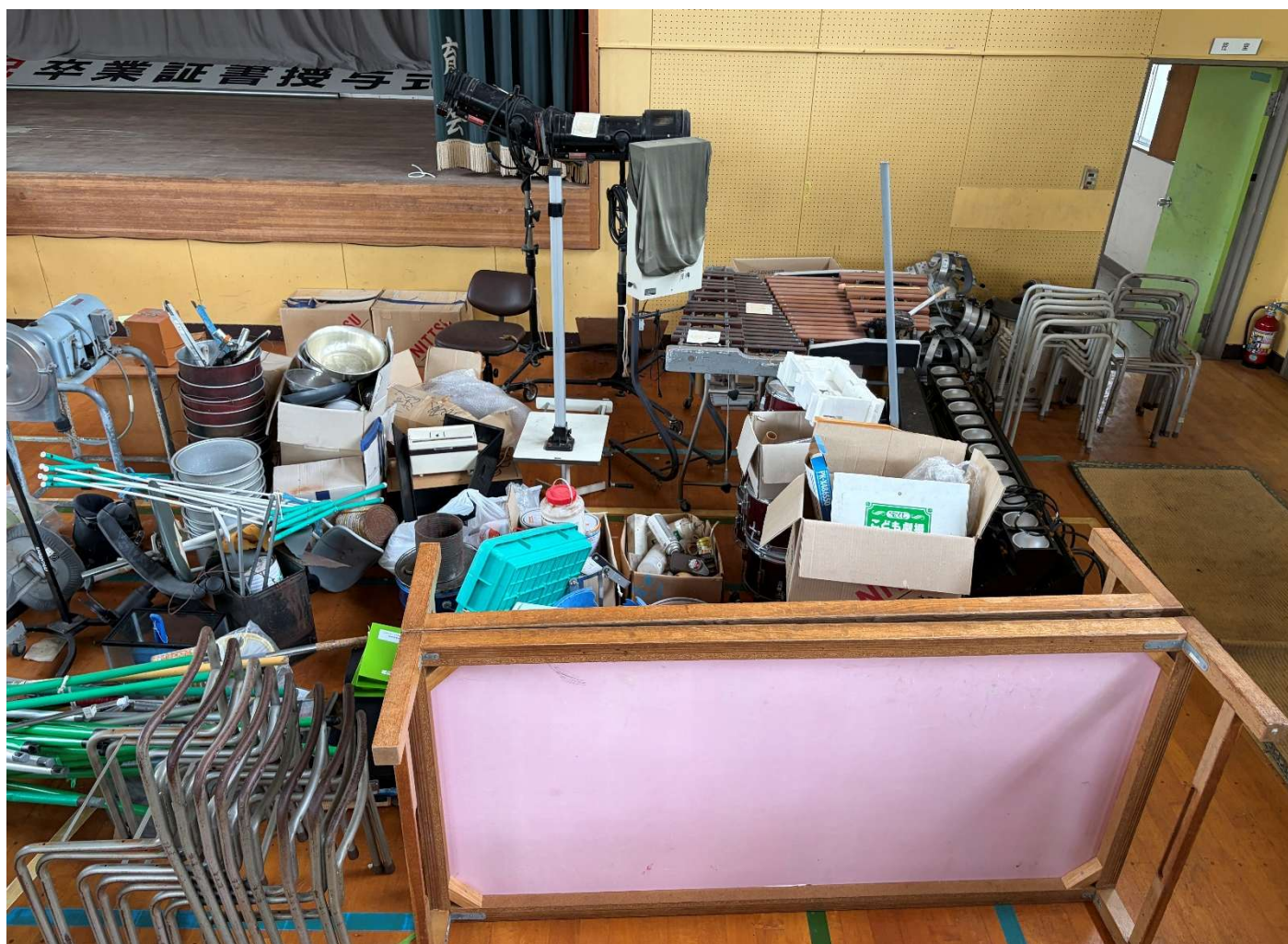
体育館













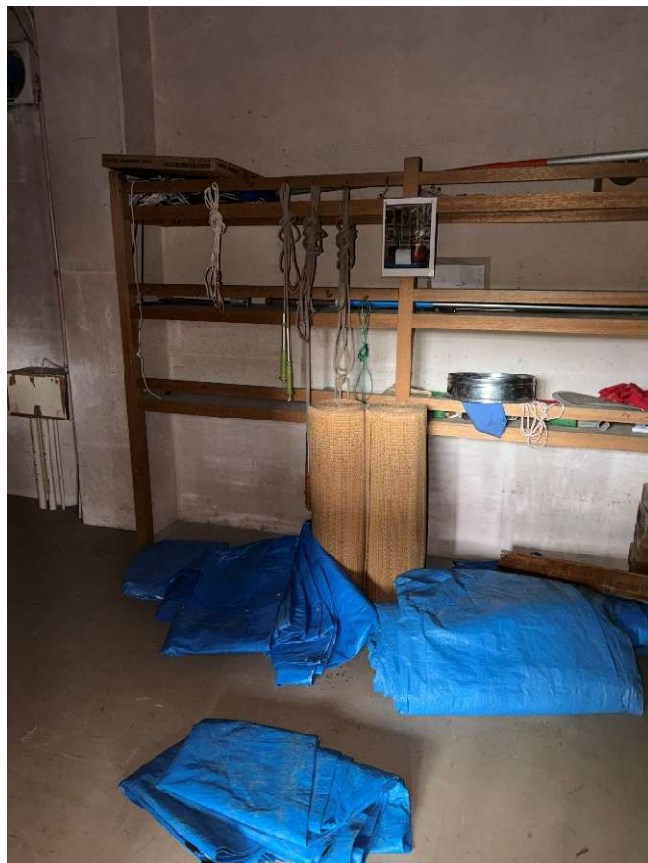
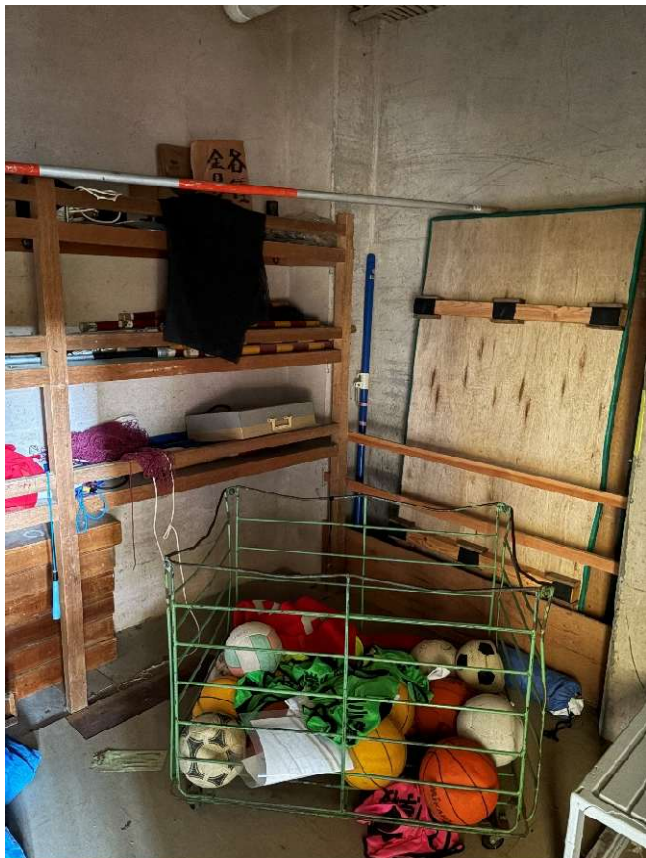




体育館内対象外



体育館用具庫



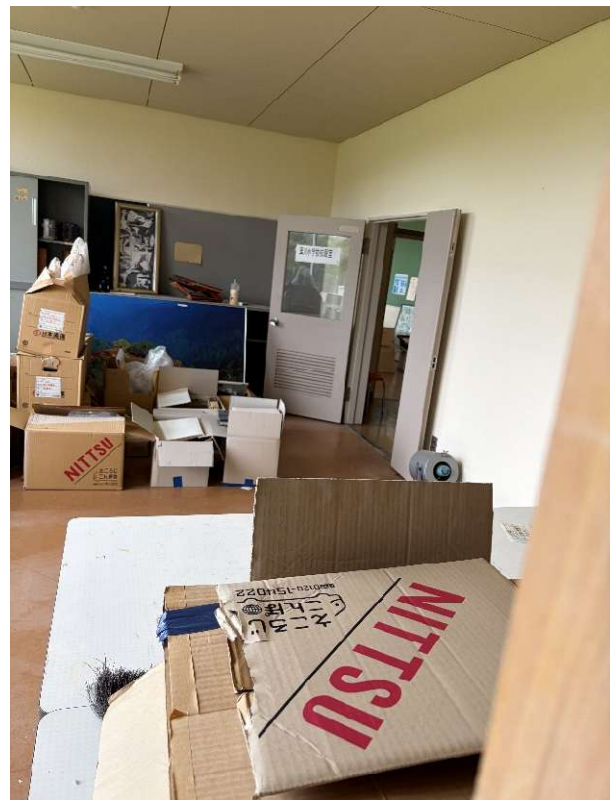
控室



2 階教具室



2 階理科準備室



2階校歴室



2階音楽室



2階音楽準備室



3 階図書室



対象外



その他諸室

児童会室



3階児童会室前



2階倉庫



1階更衣室

